

# ホームレス支援ニュース

2022年8月発行 第25号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 F A X 082-254-3018 E-mail:office@hacsw.jp

## よろず生活相談会 足湯を再開しました！

「専門家の研究でも足湯はリラックス効果のほか、外敵から身を守る免疫機能の活性化なども期待できることが分かってきました。

厳しい夏の暑さの中、コロナウイルス感染も拡大しております。いつも以上に足湯に来て下さる方の気持ちに寄り添い、不調を早めに気づけるような心も温まる足湯を心がけています。」

(初島)



## くつろぎ・入浴サービス

くつろぎ・入浴サービスは、第二、第三土曜日と、原則、以前と変わりません。時間も、13時、14時、15時、16時です。しかし、昨年からのコロナ禍で、現在、入浴はご遠慮いただいて、シャワーのみ。食事も、豊の部屋で寛いで召し上がっていただいていたのですが、お弁当にして持ち帰りにはしています。

それでも、利用者は変わらず、下記の通り現在8名です。男性 6名 女性 2名

年齢は、50代から70代です。中、はっきり路上生活者とわかっているのは2名、あとは、なんらかの形で屋根の下で暮らしているようです。なかには、暑い日も、寒い日も、遠方から自転車で来られる方もいらっしゃいます。いつも、楽しそうにおしゃべりをして帰られます。家があっても、近所付き合いに恵まれず、寂しい思いをされているのかもしれない。必要なこと以外は、極力プライベートには触れないようにしていますが、利用者は、様々な事情を抱えていらっしゃるようです。何か、力になってあげることができれば、と思うのですが、信頼関係を築くには、まだまだ時間と努力が必要のようです。

管理人のHさんが、シェルター移転に伴い転居され、今まで入浴サービスの準備をして頂いていたのを、自分たちでするようになり、今更のように、Hさんの有難さを思うこの頃です。

(米澤恭子)

# 【連載コラム第5回】ホームレス事情日米比較

## アメリカにおける人工妊娠中絶と貧困の問題ードブス判決から

今年6月24日、アメリカの連邦最高裁判所は、1973年に女性が人工妊娠中絶を選ぶ憲法上の権利を認めた歴史的判例の「ロー対ウェイド判決」を49年ぶりに覆し、州による中絶の禁止や制限を容認する判断を下した（ドブス対ジャクソン女性保健機関）。これによって、中絶の権利に対する憲法上の保障は揺らぎ、全米の半数以上の州が中絶の禁止や厳しい制限に動く見通しである。これについてバイデン大統領は「連邦最高裁はアメリカ国民の憲法上の権利を奪った」と批判した。

ホームレス者のための全米法律センター（NHLC; National Homelessness Law Center）もまた、医療に対する権利の後退であるとして、このドブス判決に警鐘を鳴らしている。すべての国民を対象とした公的医療保険を持たないアメリカにおいては、医療に対する権利と居住権は相互依存的な関係にある。そのため、ドブス判決は、憲法上の権利侵害のみならず、生活困窮層に対する一層の経済的な圧迫、ホームレス者の増加、母体の健康不安、その他さまざまな悲惨な結果をもたらすことが予想されている。その根拠となる調査結果をいくつか挙げる。

1つには、「アメリカ公衆衛生協会」による、人口妊娠中絶を希望するも拒否された人は、中絶医療を受けることができた人に比べて、貧困に陥る可能性が最大3倍高くなるという調査結果である。2つには、「ホームレス協議会のための国民健康保険」による、ホームレス経験のある女性は、低所得層の女性よりも適切な産科医療を受ける機会が少なく、妊娠結果が不良であるという報告である。3つには、アメリカの「ガットマッハー研究所（性と生殖に関する健康・権利を研究する組織）」による、中絶を受ける人の75%は、連邦政府の定義する貧困者層または低所得者層であるという統計である。さらに、中絶費用の支払い方法を見てみると、中絶者の半数以上（53%）がポケットマネーで支払っており、2番目に多いのはメディケイド（連邦政府の低所得者向け医療保険）で、24%がこれを利用していた。

つまり、ガットマッハー研究所が指摘するように、中絶を希望する者には、（自ら医療保険に加入できない）貧困層や低所得層の割合が非常に多く、経済的に安定していない人たちが多く含まれている。したがって、自分の住んでいる州で中絶が禁止された場合、他の州まで中絶を受けに行く経済的余裕がない層は、「闇中絶」によって母体の健康を害する危険が懸念される。また、中絶をあきらめ出産を選択した場合、出産に伴う費用、子どもを養育するための費用など新たな出費が生じた結果、さらなる生活困窮、延いてはファミリー・ホームレス状態になる可能性も否定できない。

ドブス判決が出されたばかりの今の時点で拙速な評価はできないが、アメリカ国内の生活困窮者問題、ホームレス問題に本判決がどのような影響を与えるか、各州の今後の法整備の動向と、それにともなう国民の行動を注視していきたい。






### 【参考資料】

・ National Homelessness Law Center Condemns Supreme Court Decision in Dobbs v. Jackson Women's Health Organization as Violation of Human Right to Health Care And Harmful to Persons Experiencing Homelessness 2022/6/25 配信ニューズレター

・「中絶違憲判断は、ジェンダーだけでなく貧困層への攻撃でもある」2022/7/3 18:00 配信 Forbes JAPAN

### 寄付者（2022年1月～7月）：

あいあいねっと（フードバンク）様、日本キリスト教団広島牛田教会様、広島南法人会様、日本科学技術センター様 学校法人駿河台学園様 日本キリスト教団（西分区）様  
西日本電信電話株式会社中国支社様 白水様 神野様 廣森様 寺西様 戸澤様  
その他 54名様（当会会員5名含む）より様々なお心遣いを頂きました。

   ご寄付を頂きました皆様に心より感謝申し上げます  



**(求人対象)** 会員社会福祉士。

長年培ってきたソーシャルワークの専門性を個人や社会に役立てて、次世代に伝えたいと思っている人。定年退職者、短時間勤務を希望の人。今後居住支援を希望する人。児童養護施設退所者等の青年、刑余者、高齢者、障害等の貧困、社会的排除に関心のある人。

**(職業スキル)** ①自動車運転免許、②パソコン（word,excel,pptなどが使える）など。

（待遇）本会の規定等による。委細面談

（勤務予定）10時～17時 1日6時間（昼休憩を含めて7時間）\*2日間/週

**(勤務地)** 広島市西区横川新町2番1 渡部ビル204号室 本会居住支援センター

（支援する地域） 広島市、府中町、海田町

**(照会先)** 本会事務局長亀野幸一郎 (tel) 082-254-3019)、

居住支援センター岡崎仁史 (tel) 082-296-4152)

**(支援内容)**

**相談支援**： 最近の相談者の特徴は、次の通りです。

- ① 20～40歳代。飲食やデザイン関係の従事者がコロナで仕事がなくなり、収入と住まいを失い、福祉事務所やくらしサポートセンター、警察経由で貧困対策に辿り着きシェルター利用となった。障害のある人も見られ、地域生活に移っていった人、なかなか次の生活再建策を見つけられない人、単純労働で応募していたが自分の特殊な技術を見込まれて採用となり生活再建ができそうな人、等々です。
- ②（新規）児童養護施設退所者のアフターケア施設から、青年の住まいと暮らしの支援が必要とのことで、居住支援法と連携協議を進めている。
- ③ 60歳以上の高齢者で建設労働に従事していた人達。最低限度の生活水準に近い低い年金収入か、生活保護で補っているが、疾病が生活の不安定要因となり、医療費がかさみ分割払いの借金になっている人、アルバイトで補填する人などである。
- ④ 大病を患い人生の終末を考えながら生活している人。また、何とか生活しているが、病気が低い年金収入を圧迫して、病気の上に生活に苦勞している人など。

他に、住宅の契約支援、他機関・団体への繋ぎと同行支援（福祉事務所、くらしサポートセンター、高齢者地域包括、障害者基幹相談支援事業所、法テラスの法律相談、更生保護機関等）。就労支援、孤立・孤独防止対策等 が、担当職員の支援内容となります。



## 【連載：第3回 福山市の生活困窮者支援】

福山市社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業を受託して2年目に入りました。

この間、たくさんの関係機関・団体に相談者の課題の解きほぐしに協力をいただきました。

今号からしばらくの間、福山市社協生活困窮者自立支援センター（以下、センター）に協力をいただいている団体を紹介しようと思います。

第1回目は、「NPO法人 ミニ介護ハウスあしたばの家」です。高齢者のデイサービスセンター、小規模多機能ホームなどを運営しています。

どんなことに協力をしているのか？それは、住まいを失った人の一時宿泊場所の提供です。

きっかけは、「関東地方から福山市へ旅行に来た70歳代後半の男性が、お金を使い果たし野宿生活をしている」という市民からの情報提供に始まります。

男性と面会、多くは語ってくれませんでした。高齢でもあり、体調も心配なことから無料または格安で宿泊させてくれる場所を探す必要がでてきました。

実は、福山市では生活困窮者自立支援事業の任意事業である一時生活支援事業（いわゆるシェルター）は「不動産屋会社の協力などによりアパートなどが借りやすい」等の様々な要因があるため未実施なのです。

このため、この男性を泊めてくれそうな社協とつながりのある社会福祉法人やNPO法人、企業・事業所などをピックアップ、職員で手分けして連絡をしました。そのうちの一つ、あしたばの家に相談すると「法人の事務所の近くにある空き店舗を購入し地域交流スペースにしている、そこでよかったら…」との返事、男性を泊めてくれることになりました。

面談でアセスメントしたとはいえ、どのような人物かは不明。依頼した責任もあるので毎日職員が交代で男性と見守りを兼ねて面会、おかげで最初頑なだったのですが徐々に信頼関係もでき、帰省先での暮らしぶりや困りごともしつづつ話してくれるようになりました。

数日が経ち年金支給日、銀行で年金を下ろし、男性は自宅へ帰って行きました。その間、聞き取った内容を男性の住む当該の生活困窮者自立支援センターへ本人同意のもと情報提供し、帰ってからの支援をお願いしました。

これが成功事例となって、あしたばの家には「住まいを失った」という相談があった場合、しっかりとアセスメントした上で宿泊をお願いし、次の住まい探しや仕事探しの拠点とさせていただいています。

そうそう、前出の関東からやってきた男性から電話連絡がありました。「あしたばの家でいただいた昼ご飯が忘れられない。実は人生に絶望し『どうなっている』という気持ちで電車の旅を続けていた。たまたま降りたのが福山。お金が無くなり、数日間ご飯も食べられず『もうダメかな』と思ったところにあしたばの家に連れて行ってもらいご飯をごちそうになった。『もう少しがんばってみようかな』と思った」と。

確かにあしたばの家のご飯はおいしい。

（次号へ続く）

（鳥海）